

営利・非営利目的の使用の判断について（ご案内）

貸館施設使用における、営利・非営利目的の使用の判断について、下記のように判断基準を新たに設定いたします。

適用は、**2020年4月1日以降のお申し込み分**からです。

【営利目的と判断される活動内容】

- ① 物品の販売
- ② 宣伝行為
- ③ 参加費が一人あたり 501 円以上
- ④ 講師等謝礼が 1 時間あたり 3,000 円以上
- ⑤ **〈新〉 営利目的で設立されている会社および団体による使用**

⑤ 営利目的で設立されている会社および団体に該当する団体

例) 株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、総合会社、有限会社、一般社団法人、財団法人 他

* 個人事業主は活動内容による判断になります。

* 公益社団法人、NPO 法人は原則非営利です（活動内容による）。

* 協議会は、集合する構成員の所属母体によって判断いたします。

営利目的での使用に該当する場合は、**2 か月前から 1 週間前まで**ご予約を受け付け、正規施設使用料金の **2 倍の料金**を頂戴いたします。また、**集会室 1・2** は営利目的の活動ではご使用いただけません。

広く市民の皆様に貸館施設をご使用いただくため、ご理解とご協力をお願いいたします。